

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について 2022.4.1

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）が令和 2 年 2 月 12 日に改正されたことを受け、公益財団法人長野県健康づくり事業団（以下、事業団）では結果の開示、及び再発行について一部の取扱いを変更します。

- 変更内容 -

○ 市町村指定の医療機関により実施された健診で、事業団が結果処理業務を受託している場合に、健診実施医療機関及び所属医師会の求めにより結果の再発行が可能となります。

県内医師会及び健診実施医療機関により実施された市町村の健康診査は、結果処理業務の一部または全部を事業団が受託している場合があります。当該指針の改正を受け、受診者本人が健診実施医療機関へ結果の再発行を請求した場合、健診実施機関等の求めにより再発行を可能とするため、県内市町村、及び県内医師会と、健康診査の実施医療機関が直接再発行を行うことが可能となる旨を明記した契約を取交しました。

（対象） 市町村指定の医療機関で実施された特定健康診査、及びがん検診で、かつ事業団が結果処理業務を受託するもの

○ 一部健診について受診者本人への結果の開示、及び再発行が可能となります

事業団では、健診結果は要配慮個人情報として、特に配慮を要する情報として取り扱っています。今後も原則実施主体の求めにより結果の開示、及び再発行を行います。受診者本人が事業団へ直接請求した場合は本人確認を行い、受診者本人へ開示、及び再発行を行います。ただし、このことについての契約を取交す以下の健診に限ります。

（対象） 県内市町村の健康診査、及びがん検診で、かつ事業団が健診を実施したもの